

第五次箕面市総合計画

基本構想（案）

箕 面 市

目 次

第1章 総合計画策定の趣旨.....	1
第1節 総合計画策定の目的.....	1
第2節 総合計画の役割.....	1
第3節 総合計画の構成と期間.....	2
第4節 総合計画の達成度の評価・検証.....	3
第2章 総合計画策定の背景.....	4
第1節 時代の潮流とまちづくりの課題.....	4
1. 成熟社会の生活不安.....	4
2. 労働格差と労働人口の減少.....	4
3. 地球温暖化問題の深刻化.....	4
4. 少子高齢化と人口減少.....	5
5. 価値観の多様化と地域社会文化.....	5
6. 地方分権の進展と地域経営.....	5
7. 財政状況の深刻化と経営改革.....	5
第2節 まちづくりの基本となる考え方.....	6
第3章 将来都市構想.....	7
第1節 将来都市像.....	7
第2節 将来人口.....	9
第4章 めざすまちの姿と基本方向.....	10
第1節 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち.....	11
第2節 子どもも大人も育つまち.....	13
第3節 環境共生さがけのまち.....	15
第4節 「箕面らしさ」を生かすまち.....	16
第5節 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち.....	18
第5章 基本構想実現のために.....	19
第1節 参画と協働のまちづくりに関する方針.....	19
第2節 新たな地域経営によるまちづくりに関する方針.....	20
用語解説.....	21

第1章 総合計画策定の趣旨

第1節 総合計画策定の目的

箕面市は、1968 年度(昭和 43 年度)を初年度とする「箕面市総合計画」にはじまり、これまで四次にわたる総合計画を策定し、これに沿ってさまざまな施策や事業を展開しながら、都市基盤の整備や市民福祉の向上に努めてきました。

この間、高度情報化や国際化の進展をはじめ、少子高齢化とそれによる本格的な人口減少時代の到来、地球規模の環境問題への対応や市民ニーズの多様化など、社会や経済を取り巻く環境は大きく変化してきました。

また、地方公共団体は、地方分権の進展によって自己決定・自己責任が求められる一方で、長引く景気低迷による財政状況の悪化など多くの課題を抱えています。本市の財政状況もまた厳しく、国の三位一体改革による税収減などに起因する恒久的な財源不足への対応や、基金に依存した財政構造の解消が求められる中で、持続可能な魅力あるまちづくりを実現するための取組を進めています。

このような社会経済環境の変化を背景に、本市は、中長期的な視点に立ち、限られた行財政資源の中で効率的な行政運営を進めるとともに、市民一人ひとりがまちづくりの主角という意識を持って、地域の課題を解決する必要があります。自治会をはじめとする地縁団体やNPOなどの各種市民活動団体、民間事業者などとも力を合わせた「協働のまちづくり」をさらに進め、自己決定・自己責任を基本とする自立をめざすことが求められています。

この「第五次箕面市総合計画」は、第四次でもうたわれていた「市民・事業者・行政の協働によるまちづくり」を継承しつつ、本市の将来を展望し、厳しい都市間競争の時代を生き抜いていくための新しい視点と発想を加えながら、総合的かつ計画的なまちづくりの指針として策定するものです。

第2節 総合計画の役割

総合計画は、本市のまちづくりの将来像やめざすまちの姿、それを実現するための基本方向などを明らかにしたもので、次のような役割を担っています。

1. まちづくりの指針

本市が、長期的な展望のもとで、計画的・効率的な行財政運営を進めていくための基本指針であるとともに、市民・事業者・行政などのさまざまな主体が協働によるまちづくりを進めていくために共有すべき指針としての役割を果たします。

2. 最上位計画としての指針

本市のまちづくり、地域経営の最上位計画として、各種部門別計画を策定する際や市民がまちづくりに参画していく際の方向性を示す指針としての役割を果たします。

3. 他の機関に尊重されるべき指針

国・府、事業者などが、本市に関係する計画策定や事業実施をする際には、最大限尊重することが求められる指針としての役割を果たします。

第3節 総合計画の構成と期間

第五次箕面市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成します。

●基本構想

基本構想は、すべての市民が共有する本市の将来都市像を定め、これを実現するためにめざすまちの姿と基本方向を示すもので、総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものです。

計画期間は、2011 年度(平成 23 年度)を初年度とし、2020 年度(平成 32 年度)までの10 年間とします。

●基本計画

基本計画は、基本構想で示された将来都市像を実現するために必要な政策・施策を総合的・体系的に示すものです。また、計画期間内の達成目標を明らかにし、まちづくりにかかわるすべての主体者の役割分担やその達成に向けての取組を示します。

計画期間は、2020 年度(平成 32 年度)を最終年度とし、10 年後に到達すべき目標を定めた上で、2011 年度(平成 23 年度)から 2015 年度(平成 27 年度)までの5 年間に実施すべき取組や中間点における目標値を前期基本計画として策定します。また、それまでの進捗状況や社会情勢の変化に応じて見直しを行い、2016 年度(平成 28 年度)から 2020 年度(平成 32 年度)までの5 年間の後期基本計画を策定します。

■計画の期間

年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
(平成)	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
基本構想											
基本計画											

第4節 総合計画の達成度の評価・検証

総合計画を着実に推進するために、基本計画において示された取組や目標値が達成できたかどうかを明らかにし、総合計画の達成度を評価・検証していきます。その際には、市民や学識経験者などの意見を聴く機会を設定し、聴取した意見を施策に反映させるなど、市民と行政の協働によるまちづくりを推進していきます。

なお、基本計画には、目標値を設定し、毎年度その達成状況を踏まえてローリングをしていきます。

第2章 総合計画策定の背景

第1節 時代の潮流とまちづくりの課題

1. 成熟社会の生活不安

わが国は、経済的な発展によって生活水準が向上し、暮らしは豊かになりました。社会が成熟するのに伴い、生活の質がより重視されるようになりますが、医療費負担の増加、年金問題や雇用情勢の悪化など将来の不確実性や、都市環境の悪化、防災力・防犯力の低下など、社会が複雑化・高度化するとともに増大するリスクに対する不安が広がり、また、食品偽装や悪質商法などの頻発によって、食や消費生活の安全性への関心が高まってきています。

本市には、そうした市民生活の諸側面にかかわる不安に対処するとともに、災害に対する危機管理体制の充実を図ることや、関係機関と連携し、地域における見守りや防犯力を高める取組が求められています。

2. 労働格差と労働人口の減少

わが国では、1990年代半ば以降、非正規雇用比率が大きく上昇し、所得・労働条件の格差拡大などが社会問題となる中、2008年(平成20年)の金融危機以降、製造現場における派遣従業員など非正規労働者の削減が行われ、雇用のあり方そのものが問われるようになりました。その一方で、今後人口減少の進行によって労働人口が減少し、専業主婦や高齢者の労働参加、外国人労働者の受入れなどが進んでいくと予想されています。

本市には、仕事と子育てを両立しやすい環境の整備や、行政と市民との協働事業の推進など市内での多様な就業機会が拡充される取組、フリーター・ニートなど若年者への支援などが求められています。

3. 地球温暖化問題の深刻化

地球温暖化が進むと、異常気象の増加や食糧問題の深刻化など、自然環境や社会経済にも大きな影響を及ぼすと考えられています。地球規模で深刻化する環境問題に対する関心の高まりとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄という従来の経済活動や生活様式を見直す動きが広がっています。

山麓に広がる本市は、山のみどりや身近なまちのみどりを守るための取組を継続し、豊かな自然環境を保全することが求められています。また、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の少ない「低炭素社会」をめざすため、ごみの発生抑制や省エネの徹底、自然エネルギーの導入など環境に負荷をかけない暮らしを実践することによって地球温暖化を防止し、「都市生活と自然が共生する」社会を構築することが求められています。

4. 少子高齢化と人口減少

わが国では、少子化、高齢化が世界でも類を見ないほど急速に進行しており、21世紀の半ばには、総人口は約2割減少し、3人に1人が65歳以上になると予想されています。人口減少が進むと、これまで一定の人口により支えられてきた各種の公共施設や行政サービスの水準を維持できなくなる可能性があります。

本市では新市街地への人口流入が見込まれますが、その定着のためには、子育て支援策や教育環境を充実させることによって、子育て世代が「箕面に住んでみたい、住んで良かった、住み続けたい」と思えるまちづくりに取り組むことが必要です。一方、既成市街地では高齢化が進むと推測されますが、これに伴い、高齢者の社会参加を促進し、高齢者がいつまでもいきいきと活躍でき、高齢者の生活を地域で支えるまちづくりが必要です。このように、本市には、子どもや子育て世代にとっての魅力、高齢者にとっての魅力、それぞれにとっての新しい魅力づくりが求められています。

5. 価値観の多様化と地域社会文化

わが国では、国際化や情報化、システム化が進み、人々がさまざまな選択を自由に行うことができる社会環境になってきました。「物質的な豊かさ」から「精神的な豊かさ」への志向の変化や個人を大切にするライフスタイルを重視する傾向の高まりなど価値観が多様化し、誰もがいつでも、生涯を通じて学び、自己実現できる環境づくりが重要となっています。また、地域では、興味・関心を同じくする市民同士のネットワーク化が進み、今後ボランティア活動に参加する市民もますます増えてくると考えられます。

本市には、やさしさ・ぬくもり・思いやりの心で人と人とが交流しあい、一人ひとりが大切にされていると実感できる地域社会の実現が求められています。

6. 地方分権の進展と地域経営

地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止や「三位一体改革」などによる地方分権の進展によって、地方公共団体は、その行財政運営の自由度が高まり、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿ったまちづくりをさらに進めることが求められています。

本市が自己決定と自己責任による行財政運営を進めるためには、市と市民が情報を共有して、それぞれに果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力する協働のまちづくりを推進するとともに、地域の課題は地域で解決していくための仕組みづくりが求められています。

7. 財政状況の深刻化と経営改革

地方財政は、長引く景気低迷や社会保障関係など義務的経費の増加、地方への不十分な税源移譲策などにより、深刻な状況が続いています。

本市においても、税構造の特性から税収入などの経常一般財源が大幅に減少するなど、極めて厳しい状況となっています。毎年度の財源不足を解消し基金に頼らない行財政運営を持続していくためには、市税などの収入の増加を図るとともに、将来に向けた重要政策に重点的に資源を配分するなど効率的な自治体経営が求められています。

第2節 まちづくりの基本となる考え方

本市では、1996年(平成8年)からまちづくりの基本的なあり方について市民参画のもとに検討を進め、市及び市民がめざすべきまちづくりの基本的なルールを共有化しようと、1997年(平成9年)に「箕面市まちづくり理念条例」を制定しました。条例では、「市民」こそがまちづくりの主体であり、すべての人の基本的人権の尊重のもとに、市民相互に協働するとともに、市と協働して「健康と福祉」「文化創造」「環境との調和と共生」「自然との調和」「多世代の共生」「安全」のまちづくりを推進することをうたっています。

まちづくり理念条例に掲げられたこれらの諸理念は、今日においてもその意義を失っていません。むしろ前節で示したように、社会情勢が大きく変化し、地域を取り巻く状況もますます厳しくなっていくことが確実なこれからの時代においては、これらの諸理念を、まちづくりに共に取り組む市民と行政の共有財産として、より一層尊重していくことが求められています。

本市の誇りであるこの理念をもとに、次の2つの基本となる考え方を第五次箕面市総合計画の基本方針として位置づけ、箕面らしいまちづくりに取り組みます。

◆「自助」・「共助」・「公助」の役割分担

自立した地方自治のまち・箕面が求められています。「私たちのまちは、私たちがつくる」という市民主体意識の盛り上がり、まちづくりの原点です。そのため、下記の3つの考え方「自助」・「共助」・「公助」を、箕面のまちの役割規範と定め、行政はもとより、市民、地縁団体やNPOなどの市民活動団体、公益団体、事業者などすべての主体が、まちづくりの担い手として参加・参画することが重要です。

「自助」：自らできることは自らが担おうという考え方

※社会をよくするために、市民一人ひとりができることを行います

「共助」：役割分担をしながら共に助け合おうという考え方

※市民相互の連帯や市民と行政との協働を進めます

「公助」：行政の仕組みを通して、助け合おうという考え方

※個人や地域あるいは民間の力では解決できないことについて、行政が市民一人ひとりを支えます

◆箕面の魅力アップ

箕面はみどり豊かな住みよいまちです。「住んでみたいまち」「住み続けたいまち」という評価を高めることが、都市間における本市の位置付けの向上、ひいてはまちの発展につながります。わが国の社会が大きく変わるこれからの時代、まちの魅力を上げることが、ますます重要な意味を持ってきます。

地域経営の好循環を生み出すのは、「箕面の魅力アップ」です。地域資源を活用し、まちの魅力を高めることが、住民の定着、若い世代の流入を促し、安定した人口規模のまちとして都市基盤を維持するとともに、地域の人材や財源など、地域資源の増加を導きます。

魅力アップのための重点課題

都市の魅力を高め、住み心地良さを実感できるまちをめざし、次の課題に重点的に取り組みます。

①子育てしやすいまち

子育てや教育環境を整えるとともに、子育てしやすい魅力あるまちづくりを進めます。

②交通機関が便利なまち

北大阪急行をはじめとした都市交通基盤を整え、市内の移動に便利な交通体系の整備を推進します。

③みどりがあふれるまち

豊かな自然環境と住宅都市としての魅力をさらに高めるため、市民とともに、みどりをまもります。

第3章 将来都市構想

第1節 将来都市像

第1章で示したように、総合計画は、市民・事業者・行政などさまざまな主体が協働でまちづくりを進めていくための指針となるものです。そして、前章で確認したように、厳しい状況の中で何よりもまちづくりに求められるのは、まちづくり理念条例に掲げられた諸理念を踏まえつつ、自助・共助・公助の役割分担の原則に基づく協働のまちづくりを推進し、「箕面の魅力アップ」を図っていくことです。

これらのことを踏まえ、第五次箕面市総合計画において、めざすべき将来都市像を以下のとおり設定します。

ひとが元気 まちが元気 やまが元気

～みんなでつくる「箕面のあした」～

～将来都市像に込めた思い～

わがまち箕面が、いつまでも活力のあるまちであり続けたいというのは、みんなの願いです。少子高齢化、都市基盤の老朽化、中心市街地の活力低下、時代とともに失われてきた自然環境など、「ひと」「まち」「やま（自然環境）」に関するさまざまな社会課題をプラスに変える、元気な箕面こそ求められる都市像です。

将来都市像には、次のような意味が込められています。

ひとが元気…一人ひとりがそれぞれのスタイルで、健康で安心して心豊かに暮らし、高齢者と若い世代の交流など市民がお互いにかかわりあいながら、元気に生活するまち

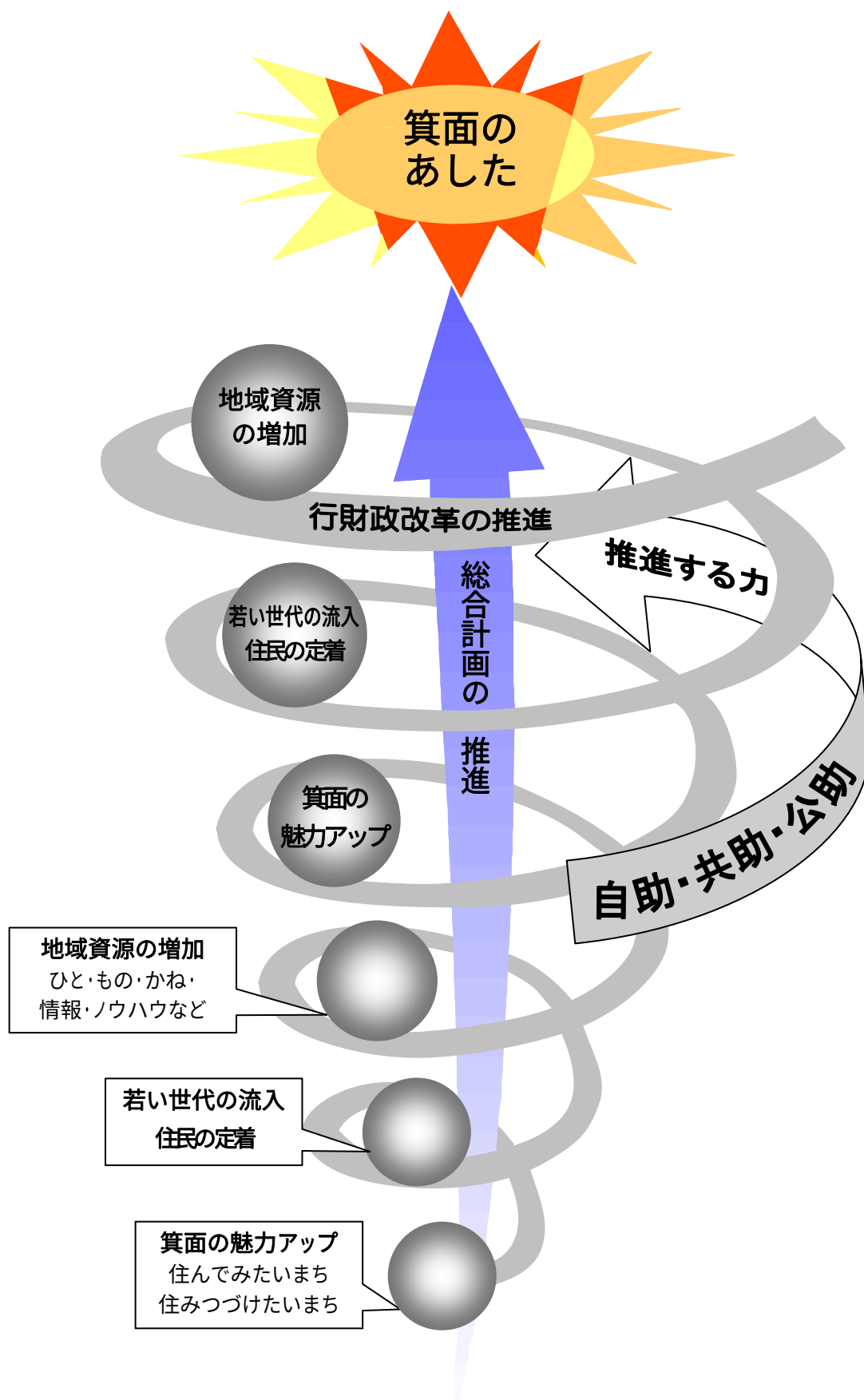
まちが元気…道路や公共施設が整備され、医療、商業・サービス業など市民の生活に密着した機能が確立し、暮らしを支えているまち

やまが元気…みどり豊かな自然を守り、人が自然とふれあい共生しているまち

みんなでつくる「箕面のあした」

箕面の魅力であるみどり豊かな住みよいまちを次世代にも引き継いでいくため、市民、事業者、市民活動団体、行政など、みんなで元気な箕面をめざしたまちづくりを進めていこうという強い意志

＊これからの時代に必要な好循環（スパイラルアップ：らせん的上昇）の構図



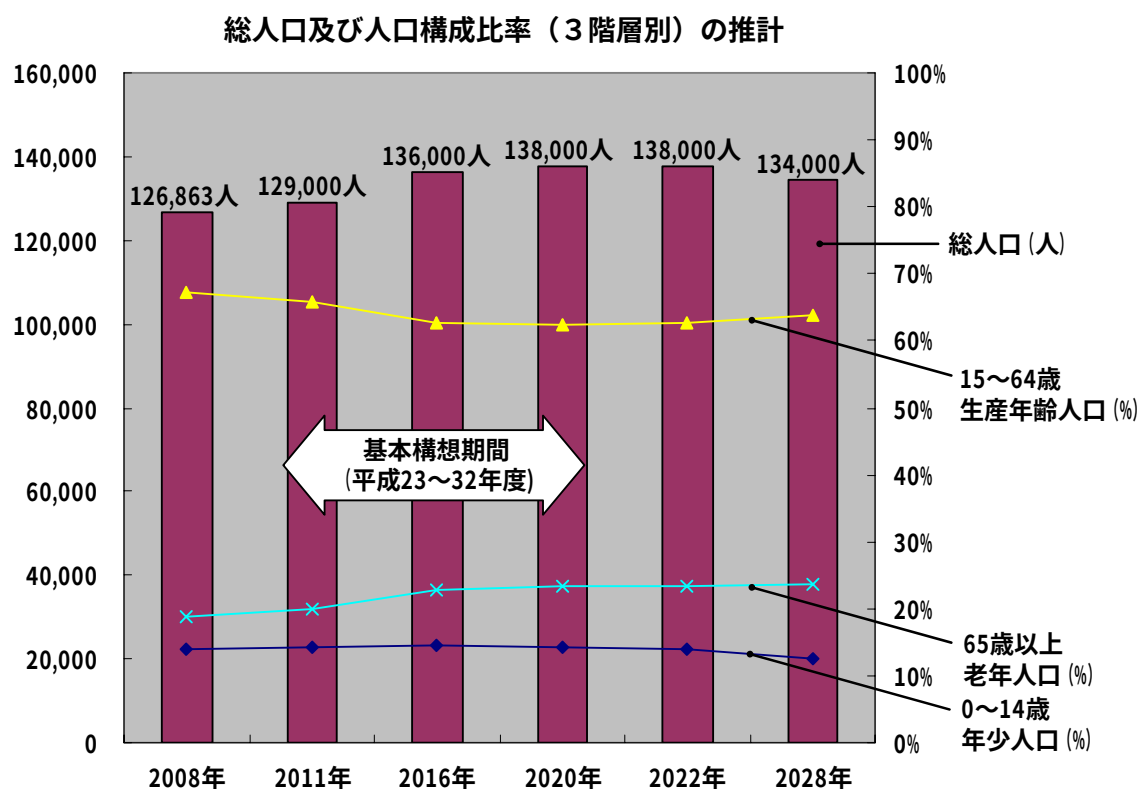
第2節 将来人口

第五次箕面市総合計画の目標年度である2020年度(平成32年度)における将来人口は、おおむね13万8千人と想定します。

わが国の総人口は、2005年(平成17年)に初めて死亡数が出生数を上回る自然減となり、減少局面に入りつつあることが明らかになっています。

本市においても、少子化の進行や近年の社会動態が今後とも継続していくことを前提とした場合、既成市街地の人口は減少傾向にあります。

しかし、子育て支援策や教育環境の整備充実によって、箕面の魅力を高め、新市街地を中心に子育て世代など若年層を呼び込むという政策効果を考慮し、2022年度(平成34年度)までは人口の微増傾向が継続すると想定します。ただし、今後の社会経済状況が、箕面森町、彩都、小野原西地区の新市街地での住宅供給計画や消費者の動向に影響を与え、その影響が人口増減を決定する要因である社会移動(転入及び転出)を大きく左右することから、適宜人口推計を見直して、その結果に応じた施策を展開します。



第4章 めざすまちの姿と基本方向

めざすべき将来都市像を実現するため、基本的人権を尊重した市民主体のまちづくりを前提として、以下の5つのまちの姿の実現をめざします。また、これらのまちの姿を実現するために、19の基本方向に沿って取組を進めます。

1. 安全・安心でみんながいいき暮らしまち

- (1) みんなで健康づくりを進め、信頼できる地域医療をつくります
- (2) 高齢者や障害者市民も誰もが安心して暮らせるまちをつくります
- (3) みんなで支え合って暮らしの安全を守ります
- (4) みんながいいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります

2. 子どもも大人も育つまち

- (1) 人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります
- (2) 子どもたちを地域ではぐくむまちづくりをめざします
- (3) 子どもたちの生きる力をはぐくむ教育を進めます
- (4) 生涯にわたって学び、学びを生かせるまちをつくります

3. 環境共生さきがけのまち

- (1) 環境にやさしい生活を進めます
- (2) 市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります
- (3) 人と環境にやさしい交通体系を整えます

4. 「箕面らしさ」を生かすまち

- (1) 豊かな自然環境を守ります
- (2) 住まい・まちなみ景観を大切にします
- (3) 歴史・文化を後世に伝えていきます
- (4) 新たな魅力創出によって観光・産業を活性化します
- (5) 都市の魅力を高め、誰もが住んでみたいと思うまちをつくります

5. 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち

- (1) 地域コミュニティが元気で住みよい地域をつくります
- (2) 市民活動相互の連携を強化し、公共の担い手をこれまで以上に多様化・多元化します
- (3) 行政は市民とともに無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に継承します

第1節 安全・安心でみんながいきいき暮らすまち

めざすまちの姿

すべての市民が安全・安心を感じ、いきいきと働き、暮らすことのできる活気のあるまちです。

市民主体の健康づくり運動や介護予防活動に市民と行政が協働して取り組むことで、生活習慣病の改善や生活機能の維持・向上が図られ、健康寿命も延び、市民は健康の維持・増進を実感しています。また、市立病院では、近隣病院やかかりつけ医との連携の推進や救急医療の充実を図ることにより、地域の中核病院として信頼される良質な医療が提供されるとともに、経営改善も進んでいます。

充実した介護・福祉サービスが提供され、市民の意識も高まることで、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、すべての市民が、人間として尊重され、地域で安心して日常生活を送り社会参加することができる「ノーマライゼーション社会」が実現しています。また、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関などの地域における多様な支援機関の連携による、協力体制が構築され、住民同士の支え合い活動も広がっています。

防犯・防災パトロールなどのまちの見守り活動が地域に定着し、市民と行政が一体となった災害対策が確立され、もしもの時にはお互いに助け合える地域の和が醸成されています。また、自主的な地域の支え合い・助け合いにより消防力の充実が図られるとともに、交通事故や犯罪が低減しています。

市内における起業支援や事業開拓支援などによって地域の雇用機会が増えるとともに、地域の雇用環境が整備されて、人がいきいきと人間らしく働いています。就職困難者に対しては、就労相談を中心に、関係機関の連携による多面的な支援が行われ、すべての市民が働く権利を実現できています。

消費者相談が充実するとともに、適切な情報や学習機会が提供されることによって消費生活や食の安全に関する市民の意識や知識が高まり、消費者の利益と豊かな暮らしが守られています。

基本方向

(1) みんなで健康づくりを進め、信頼できる地域医療をつくります

- ・日常生活に定着した健康づくり運動や介護予防活動に市民自らが積極的に取り組み、心と身体の健康を守り、健康寿命を延ばします。
- ・安心・信頼して医療が受けることができるよう、かかりつけ医の推進や救急医療の充実など地域医療システムを確立します。
- ・市立病院は経営基盤を確立させ、地域での役割分担を進め、良質で安全・安心な医療を提供します。

(2) 高齢者や障害者市民も誰もが安心して暮らせるまちをつくります

- ・高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活が続けることができるよう、市民・事業者・行政が協働し、高齢者施策の推進を図ります。
- ・障害者市民についての理解を深めるとともに、自己選択・自己決定を尊重し、ライフステージに応じた総合的な障害者市民施策を推進します。
- ・保健福祉施策を総合的に推進するとともに、専門的機関とNPO・ボランティアなどによる自主的な活動が連携し、地域での支え合いを支援する仕組みを構築します。

(3) みんなで支え合って暮らしの安全を守ります

- ・災害に強いまちづくりの推進・危機管理体制の整備を進めるとともに、自治体間の広域連携を進めます。
- ・関係機関や市民との協働による防犯体制を強化し、安全で住みよいまちをめざします。
- ・消防・救急体制の充実・整備を図るとともに、市民の協力を得て火災や救急への備えを充実します。
- ・交通事故の減少に向け、人命尊重を第一に考え、市民の暮らしの変化に応じた交通安全施策を進めます。

(4) みんながいきいき働き、豊かに暮らせるまちをつくります

- ・雇用対策や勤労者福祉に関する制度や理解の周知に努め、人がいきいきと人間らしく働けるよう雇用環境の整備を図ります。
- ・地域の雇用機会を増やし、公共職業安定所などの関係機関と連携して、ひとり親家庭や障害者市民などの就職困難者の就労を支援します。
- ・消費生活センターの機能を強化し、消費や食の安全・安心を守ります。

第2節 子どもも大人も育つまち

めざすまちの姿

子どもたちが安心かつ豊かに育つための環境づくりが進み、子どもも大人も、ともに育つまちです。

子どもも大人もすべての市民が、国籍・性別・年齢・障害の有無などによって差別されることのない、人権尊重を基軸とした多様な価値観や多文化が共生する地域社会が形成され、国際的な交流や外国人市民の日常生活の支援、男女協働参画社会の実現に向けた環境づくりも進展しています。

子育ては、家庭を基盤としながらも社会全体の課題としてとらえる考え方が定着しています。そして、仕事と家庭の両立支援施策が充実し、家族が孤立しないよう、相談窓口や交流の場に関する充実した情報が提供されています。また、虐待予防の取組も進み、地域によるネットワークが形成されています。

子どもたちの豊かな育ちと確かな学びが市民と行政との協働で支援され、生きる力をはぐくむための教育を着実に推進しています。また、保育所・幼稚園・学校と家庭・地域との緊密な連携による、特色ある教育活動が進んでいます。子どもたちや学校にかかわるすべての人々にとって、安全で快適な教育環境が整備されています。

市民が自主的に学び、交流するための学習やスポーツ機会が拡充され、地域の課題や社会的な課題を学習する機会も豊富になっています。また、市民は、学んだことを地域で生かす取組を行っています。そのことにより、地域社会の多様性、つながり、支えあいが生み出されています。

基本方向

(1) 人と人が認め合い、受け容れあう豊かなまちをつくります

- ・すべての人が、一人の人として等しく尊重され、互いに認め合う社会をめざします。
- ・外国人市民の人権が尊重されたコミュニティの醸成に努めます。
- ・男女がともにいきいきと暮らせる地域社会をめざします。

(2) 子どもたちを地域ではぐくむまちづくりをめざします

- ・家庭や地域における子育てへの支援と子育て環境の整備を図ります。
- ・保育サービスの充実と多様な保育ニーズに対応します。
- ・子どもの居場所、活動拠点の整備・充実と自由な遊び場づくりを進めます。
- ・子どもの文化的・社会的活動の支援や健全育成・自立支援を進め、子どもの意見をまちづくりに反映する機会の確保に努めます。

(3) 子どもたちの生きる力をはぐくむ教育を進めます

- ・子どもたち一人ひとりを大切にしたきめ細かい教育に取り組みます。
- ・学校・家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもたちの教育を推進します。
- ・安全・安心な教育環境の整備と教職員の資質向上に取り組みます。

(4) 生涯にわたって学び、学びを生かせるまちをつくります

- ・市民が自主的な生涯学習活動を活発に行います。
- ・多様な生涯学習機会を充実します。
- ・学んだことを地域で生かします。
- ・生涯学習拠点の整備・連携を進めます。

第3節 環境共生さがけのまち

めざすまちの姿

すべての市民・事業者・行政の協力によって、身のまわりの環境から地球環境に至るさまざまな環境問題に配慮が行き届き、都市と自然との共生をめざしたまちづくりと環境にやさしいライフスタイルへの転換が進んだ、環境への負荷が低減されたまちです。

学校、地域、事業所では、環境をテーマとする学習や交流活動などが活発に行われ、環境に配慮した生活や事業活動の普及や、電気・ガス・水道などの省エネルギー化・省資源化が進み、環境にやさしい生活や活動が定着しています。

家庭でも事業所でも、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化が進んでいます。そのうえで、やむを得ず廃棄物となるものは、適正に処理されています。

市街地の緑化や緑地の保全、みどり豊かな都市景観形成、ヒートアイランド対策、みどりや自然エネルギーなどを取り入れた環境共生型の住宅や事業所の普及・促進などに先進的に取り組むことによって、快適で環境にやさしい循環型のまちづくりが進み、地球温暖化の抑制に貢献しています。環境に配慮した水道水の安定供給、下水（汚水・雨水）の適切な排水も進んでいます。

公共交通や低公害車など環境にやさしい交通手段への転換が進み、併せて、歩行者・自転車の安全や円滑な自動車交通のための道路ネットワークの整備・保全が進んでいます。また、市民の高齢化に対応して、市内の移動が容易にできるバス路線網の整備などバスの利便性が向上しています。広域的な交通基盤の整備に向けた、環境と財政負担に十分に配慮した上での、慎重で堅実な取組によって、都心へのアクセスのための公共交通の利便性が向上し、自動車による環境負荷が軽減されています。

基本方向

（１）環境にやさしい生活を進めます

- ・省エネルギー、省資源化を実行し、自然エネルギーの利用を進めます。
- ・ごみの３Ｒ（発生抑制、再使用、再資源化）を進めます。

（２）市街地における環境を保全し、水とみどり豊かなまちをつくります

- ・まちのみどりを守り生かすことで、みどり豊かな都市景観の形成、環境共生型のまちづくりを進めます。
- ・市民・事業者・行政などが互いに連携し、快適で環境にやさしい環境共生型のまちづくりを進めます。
- ・計画的な改築・更新、効率的な維持管理を図り、地球環境に配慮した上下水道事業の経営を進めます。

（３）人と環境にやさしい交通体系を整えます

- ・公共交通の利用を促進し、マイカー依存を軽減するとともに、低公害車の普及を進めます。
- ・歩行者や自転車が快適に移動できるような道路を充実し、安全で円滑な交通を確保します。
- ・鉄道の延伸やバス路線網の整備を進め、利便性向上に取り組めます。

第4節 「箕面らしさ」を生かすまち

めざすまちの姿

市民・事業者・行政が、みどり豊かな箕面の魅力と価値をかけがえのないものと認識し、自然環境、歴史や文化、住環境、まちなみ景観、観光や産業など、箕面の魅力を高めるまちの財産にさらに磨きをかけて、「箕面らしさ」を次世代へ引き継いでいくための取組を行い、市外の人たちから「住んでみたいまち」としてうらやましがられるまちです。

山間・山麓部のみどりが、箕面の魅力と豊かな住環境をはじめ多面的な機能を持っていることへの理解が広く共有され、国・府との連携や山林所有者の協力のもと、市民・事業者・行政が協働して山なみ景観や動植物の保全に取り組み、多くの市民が望む「落ち着いて暮らせるまち」が実現しています。美しい河川が守られ、水辺空間は市民の憩いと安らぎの場となっています。

山岳信仰の場として知られる名勝箕面山など市内各地の豊かな歴史や伝統・文化が大切にされ、市民がそれらに出会い、それらを学ぶ機会が充実しています。そして、そうした歴史や文化をわがまち箕面の誇りとして、地域の中で子どもたちとともに守り、後世に引き継ぐ取組も随所で行われています。また、市民の自主的な文化活動が活発になり、新たな箕面の文化として定着・発展しています。

大都市近郊に残る豊かな自然をはじめ、歴史的な建造物や街道などの地域資源を見直し、市民・事業者・行政が協力して磨きあげ、その魅力を高めたことにより、秋の紅葉の時期だけでなく、四季を通じて観光客で賑わっています。

農業では、農業者だけに任せるのではなく、市民・事業者・行政も協力し、支援する体制が充実し、地産地消が進んでいます。商業では、地域の農産物や特産物をはじめ、地域の特性を生かした魅力ある商品やサービス、店舗づくりも進み、商店街をはじめとする地域商業の活性化のために市民と商業者が支え合っています。また、産業分野では、産官学の連携による学術研究機関やその他研究開発施設など、環境負荷の少ない企業が、彩都や箕面森町など市域各地に、立地環境を生かして誘致されています。

子育て環境の整備、鉄道の延伸など公共交通の充実による新しいまちづくり、みどり豊かな環境の保全・育成などが進んで都市の魅力が一層高まり、その魅力を全国に発信することによって、住んでみたいと思う人たちが増えています。

基本方向

(1) 豊かな自然環境を守ります

- ・山とみどりの自然環境を箕面のかけがえのない魅力として大切にする意識を高め、市民・事業者・行政の協働による保全活動を広げます。
- ・美しい河川を守り、水辺環境を市民の憩いとふれあいの場として大切に保全していきます。

(2) 住まい・まちなみ景観を大切にします

- ・景観に配慮した美しいまちなみを守り育てていきます。
- ・多様な人々が安心して住み続けられる住まい・まちづくりを進めます。

(3) 歴史・文化を後世に伝えていきます

- ・市民が箕面の歴史・文化に誇りを持ち、子どもたちに伝えていきます。
- ・市民の自主的な文化活動が新しい箕面の文化として定着するよう支援していきます。

(4) 新たな魅力創出によって観光・産業を活性化します

- ・観光資源を生かし、四季を通じて快適で魅力ある観光地とします。
- ・地域の特性を生かし、サービスの魅力を向上させる取組を進め、商店街に活気を取り戻します。
- ・市民・事業者・行政が協力して地産地消を推進し、農業を活性化します。

(5) 都市の魅力を高め、誰もが住んでみたいと思うまちをつくります

- ・「箕面らしさ」を全国に発信し、箕面のブランド力を高めます。
- ・子育て世代を中心に、箕面に住みたいと思ってもらえるよう、子育て環境の整備を進めます。
- ・鉄道の延伸などの都市交通基盤を整え、市内外への移動が便利なまちをめざします。
- ・みどり豊かな住宅都市としての魅力をさらに高めるため、みどり豊かな環境を市民とともに守り、子どもたちの世代にも引き継いでいきます。

第5節 誰もが公共を担い、みんなでつくるまち

めざすまちの姿

市民・事業者・行政がそれぞれの役割を持ち、あらゆる課題や情報を共有しながら、誰もが主体的に公共を担う魅力のあるまちです。

小学校区程度の地域を単位として、多様な主体が参画し、市民と行政がともに地域課題を集約し解決していく仕組みが確立され、地域コミュニティが活性化して、さまざまな主体が連携し、助け合って地域づくりを進めています。

地域の各種市民活動団体が主体性や自立性を保ちながら、総合力を発揮できるよう、相互の連携が強くなっています。こうした公益的な市民活動を行う団体のネットワークを活用し、行政と対等な関係（パートナーシップ）を通じて、地域で活動するさまざまな主体がまちづくりを担う仕組みが確立されています。さらに、こうした活動を地域で担う人材を市民と行政が協力して育て、元気なまちを実現しています。

将来にわたって輝き続けるまちとなるために、行政は厳しい財政状況を乗り越え、経営の健全化を図っています。行政は、いままで担ってきた業務を見直し、市民ができることは市民が担い、市民と協働でできることは協働で担う仕組みを整備した結果、行政でなければならない機能に集中して、一層の効率化が進んでいます。

基本方向

（１）地域コミュニティが元気で住みよい地域をつくります

- ・自治会をはじめ地縁団体をより活性化し、隣人同士の助け合いの輪を広げます。
- ・小学校区程度の地域を単位として、地域の課題は地域コミュニティの各団体が協力して解決していく仕組みを市民とともに構築します。
- ・地域のビジョンや計画を策定し、地域主導で住民自治を進めます。

（２）市民活動相互の連携を強化し、公共の担い手をこれまで以上に多様化・多元化します

- ・多くの市民がNPOやボランティア活動に参加できるような社会基盤の整備を進めます。
- ・市民活動団体の組織化、自立化を進めます。
- ・市民活動団体相互間のネットワークを強化します。

（３）行政は市民とともに無駄のない経営を進め、健全な財政を次世代に継承します

- ・市役所の業務をより一層効率化し、組織も人もスリム化します。
- ・市民の意見をより一層政策形成の過程に反映します。
- ・財政の状況を分かりやすく報告し、市民の理解を得て行財政運営の効率化を進めます。

第5章 基本構想実現のために

第4章で示しためざすまちの姿を実現するためには、この基本構想を市民と行政が共有し、新しいまちづくりに取り組むことが求められます。そこで、本章では、「参画と協働のまちづくり」と「新たな地域経営によるまちづくり」を基本構想の全編を貫く視点としてその方針を定めます。

第1節 参画と協働のまちづくりに関する方針

市民ニーズの多様化、複雑化など社会経済情勢の変化の中で、従来は家庭や地域が担ってきた個別的、地域的な課題を、行政が公共サービスとして担うようになり、さまざまな取組を進めてきた結果、行政サービスの領域は更に拡大してきています。しかし、昨今の厳しい財政状況のもと、今後も行政がすべての課題に対応していくことは困難です。

市民一人ひとりが地域の課題を身近に感じ、まちづくりのさまざまな活動に参画するとともに、「自助」・「共助」・「公助」の役割分担のもと、市、地縁団体やNPOなどの市民活動団体、公益団体、事業者など多様な主体が公共サービスを共に担う「協働のまちづくり」をさらに進める必要があります。また、多様な主体が、開かれた自由な議論を通して、自分たちにとってよりふさわしい公共を創造していくことが今後重要になってきます。

参画と協働のまちづくり

- 市民は、一人ひとりがまちづくりの担い手としての意識を持ち、市政への市民参加・参画の機会を利用して意見を述べたり、自ら積極的に地域活動に取り組みます。
- 市民活動団体は、まちづくりの担い手として、自己の責任に基づき、活動の目的及び内容を広く市民に知らせ、理解されるよう活動の充実を図ります。また、意欲のある市民がその活動に参加できるよう開かれた運営を行います。
- 事業者は、地域社会の構成員として、市民活動に対する理解を深め、自らが持つ人材、情報、施設・設備、資金などの資源を活用して、市民活動の支援に努めます。
- 市と市民、市民活動団体などは、お互いの立場や特性を理解した上で、対等の立場で話し合い、力を出し合う機会を広げます。また、協働の取組やその成果を広く市民に公表します。
- 市は、市政に市民の意見を反映させるため、政策形成段階から市民が参画する機会を広げ、その情報は各種媒体を通して広く市民に伝えます。
- 市は、市民が市民活動・地域活動に参加しやすくするため、地域の情報を収集し、提供するとともに、市民活動団体などの活動を促進するためのさまざまな支援を行います。

第2節 新たな地域経営によるまちづくりに関する方針

低成長社会を迎えた今日、地方分権時代にふさわしい活力あるまちづくりのためには、前節の協働のまちづくりを進める一方で、不断の行財政改革を進めることが大きな課題です。「協働のまちづくり」と「行財政改革の推進」は相互に補完し合っこそ効果を高めるものであり、今後の本市の発展には不可欠な要素です。

本市では、2003年(平成15年)2月に「箕面市経営再生プログラム」、2006年(平成18年)3月に「箕面市集中改革プラン」を策定し、さまざまな改革に取り組んできました。しかし、歳入面では、国の三位一体改革による税収減など恒久的な減収が見込まれるとともに、歳出面では、公共施設の維持管理や新たな市民ニーズへの対応も含め、今後極めて厳しい財政見通しとなっています。

効率性の高い行政サービスの実現を図るため、行政は経営資源である人・物・資金・時間の有限性を強く認識したうえで、今後もスリムで変化に強い行政経営と持続可能な財政構造に向けた改革を進め、市民、市民活動団体などと協働で地域経営に取り組む必要があります。

そのためには、地域全体を経営するという視点に立って、地域課題や地域資源の把握を行い、市民・事業者・行政などが地域課題を共有し、課題解決の目標に向かって協働で取り組んでいく必要があります。そして、こうしたまちづくりのさまざまな活動を評価・見直しすることで、地域資源を最適に配分するとともに最大限活用しながら、持続的な活動へとつなげ市民の満足度を高めることが求められます。

新たな地域経営によるまちづくり

- 市の財政状況など市や地域の現状について市民に分かりやすく公表し、情報を共有することにより、市民は協働の担い手としての意識を高め、市は多様な市民の意見を市政に反映するために、市民が主体的にかかわれる仕組みづくりを進めます。
- 市民のニーズを的確に把握して効率的な行財政運営を進めるため、新たな市民意識の把握手法を導入します。
- 経営資源を中長期的にコントロールするため、複数年の財政運営計画など新たな取組を進めます。
- RESEARCH（現状把握）・PLAN（計画）・DO（実施）・CHECK（評価）・ACTION（対応）のRPDCAマネジメントサイクルを経営の基本として、施策の達成すべき目標を明らかにし、その成果や実績などを有効性と効率性の観点から総合的に評価します。また、RPDCAの各段階において市民が参画する機会を増やします。
- 業務改善・再構築の取組や市民との協働、近隣自治体との広域連携などを進め、業務の効率化と実効性を高めます。

用語解説集（五十音順）

用語	意味
N P O	<non-profit organization>民間の非営利組織。 本市では、いわゆるN P O条例により非営利公益市民活動団体と呼ぶ。
環境共生	人と自然環境の持続的共生のこと。キーワードは、環境保全、省エネ、循環型、脱二酸化炭素など。
機関委任事務制度	法律または政令によって国から地方公共団体の執行機関（知事や市町村長など）に委任された事務のことである。1999年(平成11年)に廃止され、法定受託事務に再編成された。
協働	それぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力すること。
経常一般財源	毎年度継続して収入される財源の内、その使途が特定されず使用できる現実の収入。市民税、固定資産税など。
健康寿命	日常的に介護を要しないで、自立した生活ができる期間。
参画	事業・政策などの計画に立案段階から加わり、協働すること。
三位一体改革	2006年(平成18年)6月の経済財政諮問会議での小泉総理の言葉。国庫補助金、地方交付税、税源移譲の3点を同時に改革するという国の財政改革の一つ。
新市街地	近年大規模開発によって形成された市街地。本計画では、彩都・箕面森町・小野原西地区をいう。
3 R	Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再資源化）の頭文字を取ったもので、「スリーアール」または「さんアール」と読む。資源の有効利用と地球環境の保全へと舵を切り循環型社会をめざすためのキーワードとなっている。
政策・施策	政策は、施政上の方針。施策は、政策に基づいて実地に採る策。施策のもとに個別の事業を配置している。
地縁団体	一定の区域内に住所を有する、つながり（地縁）に基づいて組織された団体で、その区域内の住民間の連絡調整、生活環境の維持整備、社会福祉、集会施設の管理などの地域的な共同活動を行っている団体で、その代表的なものが自治会。
地産地消	地元で生産されたものを地元で消費すること。
都市間競争	各都市が、定住・交流人口の増加、企業誘致などを図るため、それぞれ魅力づくりを進め、その魅力を競い合うこと。
ニート	年齢15～34歳で、仕事も家事も通学もしていない人。

用語	意味
ノーマライゼーション	国連「国際障害者年行動計画」において示された考え方。「障害者など社会的に不利を負いやすい人々を排除するような社会は、弱くもろい社会であり、多様な人々が存在し互いに支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、あたりまえの社会である」という意。
ヒートアイランド	都市部では、建物や自動車の排熱、アスファルトの放熱などが郊外に比べて多く、気温が高くなる。こうした地域で、気温の等高線（等温線）を描くと、高温部が島のように都市部を取り巻くように現れることからヒートアイランド現象という。都市高温化ともいう。
フリーター	定職に就かず、アルバイトなどで生活費を得ている人。
まちづくり	道路や公園などのハード（物的）面に限らず、市民の健康・福祉・教育、コミュニティの形成など、ソフト面でのひとつづくりや仕組みづくりを含めた活動をいう。
みどり	山間山麓部の山林、まちなかの樹林・樹木・草地、公園、農地などの草花や樹木などの植物としての緑だけでなく、これらと一体となった水辺やオープンスペース、さらには、そこでの市民活動やかかわっている人々も含む幅広い概念を意味する。（「箕面市みどりの基本計画」参照） 「まちづくり」を土木・建設や規制などのハード面だけでなく、人々の自覚的な取組やコミュニティづくりなどを含めた概念としてひらがなで表現するのと同様の考え方。
ライフステージ	人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期などのそれぞれの段階。家族については、新婚期、育児期、教育期、子独立期、老夫婦期などに分けられる。
ローリング	見直しすること。経済用語のローリングプラン（rolling plan＝計画を定期的に見直し、修正していく方法）から派生した言葉。